

令和2年度第10回 日南町農業委員会総会会議録

| | | | | |
|---------|-------------|------|----------|------|
| 招集年月日 | 令和3年1月8日(金) | | | |
| 招集場所 | 日南町役場 議場 | | | |
| 開会時間 | 午後13時30分 | 閉会時間 | 午後14時56分 | |
| 出席委員 | 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 |
| | 1番 | 岩田正 | 7番 | 稲田洋子 |
| | 2番 | 浅田昭弥 | 8番 | 吉川保 |
| | 3番 | 加藤幸児 | 9番 | 奥迫静子 |
| | 5番 | 内田章久 | 10番 | 梅林操 |
| | 6番 | 天崎直幸 | | |
| 出席推進委員 | 日野上 | 梅林剛 | 多里 | 糸田川啓 |
| | 山上 | 青戸勝美 | 石見 | 丸山栄人 |
| | 山上 | 坪倉幹也 | 福栄 | 福田英夫 |
| | 阿毘縁 | 足立進也 | | |
| | 大宮 | 藤原恵司 | | |
| 欠席した委員 | 4番 | 絹谷澄雄 | 石見 | 田邊智寛 |
| | | | | |
| 議事録署名委員 | 6番 | 天崎直幸 | 7番 | 稲田洋子 |
| 出席した職員 | 事務局長 | 松本道博 | 主幹 | 石倉嘉寛 |
| | | | | |

| 日程及び提出議案の題目 | |
|--------------|--|
| 1. 開 会 | |
| 2. 挨拶 | |
| 3. 議事録署名委員選任 | |
| 4. 報告事項 | |
| 報告第1号 | 農業経営改善計画の認定の報告について |
| 報告第2号 | 農地法第18条第6項の規定による届出について |
| 5. 議 事 | |
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について |
| 議案第3号 | 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について |
| 協議第4号 | 日南町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について |
| 6. 協議事項 | |
| 7. その他 | |
| 8. 閉 会 | |

| | | |
|---------------|-----|---|
| 開 会 | 議 長 | <p>定刻になったことを確認し、出席委員の人数を確認し、定足数に達しているとして、令和2年度 第10回日南町農業委員会を開会すると宣言した。</p> |
| 挨拶 | 議 長 | <p>明けましておめでとうございます。皆さんお揃いで良いお年をお迎えのことと思います。本日は大雪の中出席いただきありがとうございます。</p> <p>昨年、新型コロナウイルスで明け、コロナウイルスに振り回された一年でしたが、どうぞ今年はウイルスに打ち勝ち良い一年であってほしいと思います。</p> <p>昨年12月14日から17日の降雪は鳥取県東部に集中し県内のビニールハウスの倒壊で大きな被害をもたらしましたが、大晦日からの大雪で又、被害拡大が心配される年明けとなりました。</p> <p>昨年より、鳥取県農業会議の監事を仰せつかり、毎月常設会議に出席していますが、この常設会議で審議されているのは、3000㎡を超える、農地法第4条案件・5条案件を中心とした農地転用案件を現地調査と審議し県知事に上申する会議です。</p> <p>本日皆様のお手元にお配りした資料は本年度11月までの県内農業委員会に審議された農地法第4条・5条案件の取りまとめたものです。</p> <p>それによりますと、上段の表の右側、当該年度の累計、農地法第4条案件の合計が48件、18,783㎡、農地法第5条案件250件、216,111㎡、合計298件、234,895㎡でした。そのうち農業会議意見聴取案件は11件、67,030㎡を審議致しました。</p> <p>下段の表の目的別の内訳では、住宅用地の当該年度110件、36,765㎡、太陽光発電施設の43件、55,425㎡、そのうち35件が西部管内の申請でした。次に駐車場の33件、17,263㎡。</p> <p>以上の3件が11月までの農地転用の上位を占める案件でした。</p> <p>本日は農地法第3条案件が5件あるようですので慎重に審議いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p> |
| 議事録署名 委員選任 | 議 長 | <p>日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、6番、天崎直幸委員、7番、稲田洋子委員を指名した。</p> |
| 報告第1号 | 議 長 | <p>報告事項に移ります。報告第1号 農業経営改善計画の認定の報告について事務局お願いします。</p> |
| | 主 幹 | <p>報告第1号 農業経営改善計画の認定の報告についてです。本日は3件ございます。農業経営改善計画の認定申請書を3件分お配りしております。こちらは本日回収させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>こちらの3件は町としましては認定する方向で12月24日に審査会等を行っております。経営試算にあたりましては日野普及所の普及員の方の協力も頂きながら、アドバイスや修正等の依頼もしながら、本日資料を整えたものになります。また、今回の農業委員会総会の議案第4号の中で基本構想の変更についてということを出させていただいております。この変更につきましては議案の際にも説明を致したいと思いますが、これから鳥取</p> |

県と協議を深め 1 月以降に町の方針、基本構想を変更したいと思っている
ものであります。今回の認定農業者の再認定につきましては従来の基本構
想に基づいて認定するものということでご了承ください。

はじめに、申請 1 番 ○○○さんについてです。営農類型は水稲、ピー
マン、作業受託。水稲、ピーマンそれぞれの反収を図り、年間農業所得◇
◇◇万円を目指されるというものです。年間の労働時間について特に草刈り
作業に苦勞されているということで、今後□□□が所有するラジコン除草
機等借りるなどして、負担を減らしながら作業を進めていきたいという考
えです。また現在特別栽培米の作付も行っているようですが、反収を上げ
ていくため慣行栽培に切り替える等行っていきたいという考えだそう
です。機械、施設につきましては田植え機とコンバインの使用年数が約 10 年
を経過し近年修理が増えてきたので更新を考えたいとのことでしたが町、
県の指導の方針としましては補助等の要件として規模拡大等の要件があり
ますので、安易に向かわれずに事前に町や県と相談しながら進めてもら
うように説明をしております。また以前から普及所の方には随時相談を行
うことをされており、今後も随時指導を受けながら計画の目標達成を
目指されるということです。また後継者につきましては、親類の方などと
相談をしているようですが、なかなか話がまとまらず苦慮されているとい
うことです。

申請 2 番 ○○○さんについてです。営農類型は水稲、△△△の集落内
に耕作放棄地が出ないよう農地の集積と維持管理にも取組みつつ所得目標
約◇◇◇万円とされているものになります。令和 2 年中にハンマーナイフ
モアを購入され草刈り作業の負担軽減を図ることができたということ
です。5 年前の申請時点では飼料用米の作付も目標に上がっていましたが、
実際にはされておらずコシヒカリのみの作付で、ほとんどを J A に出荷し
ているとのこと。集落内の農家の高齢化が進み、今後借入面積が増える
見込みがあるが実際には農地の条件のいいところばかりではないという
ことでこれ以上の集積は厳しい考えのようです。ですので、目標面積もあ
まり無理をしない範囲の規模拡大ということで出しておられます。現在後
継者の見込みが立たないということですが、○○○さんの奥さんが数年後
には退職予定なのでその後には作業を分担し負担を減らしつつ農業を続
けていきたいということです。日野普及所等の指導を受けながら作付けの品
種、適期作業の推進、有利な資金制度を活用していくことで目標達成を
目指したいということです。

申請 3 番 ○○○さんについてです。営農類型は水稲と酪農。水稲はほ
ぼ J A に出荷しているということです。酪農の規模は最大で 1 0 6 頭まで
増やしていたが、体調不良と生産調整のため現在は 5 5 頭。5 年後には 6
0 頭まで増やすとして約◇◇◇万円の所得目標とされています。家畜の改
良推進として、令和 2 年よりメスが生まれるような調整に取り組んでい
るそうです。ヘルパーを頼みながら定期的な休暇の取得にも取り組んでおら

| | |
|--------|---|
| | <p>れるということでした。農業機械の取得について、マニースプレッダは令和2年11月にすでに購入されたそうです。ローダーの購入時期は未定だが、18年以上が経過しているので、有利な補助事業等検討しながら更新したいとの事でした。現在、両親と経営されているが、将来的には夫婦で営むことも相談しているそうです。ただ、その後の後継者については予定がなく、農業研修生などを受け入れて、まるごと引き継がせることも検討されている。県や町としても協力したいと考えるものであります。</p> <p>以上3件の再認定につきまして、町としましては再認定したいと考えております。報告案件になりますので、皆様のご意見なども受け止め、改正するところは修正を促してお伝えしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。</p> |
| 議長 | <p>報告第1号についてご質問、ご意見いただきたいと思えます。まず、申請1番の〇〇〇さんについて、お願いします。</p> |
| 吉川農業委員 | <p>まず、一番小さいことから確認します。年齢××歳ではないでしょうか。それと、現状の所得◇◇万◇◇千円ということで、5年前の計画から行くとその一割にしかなくなっていないということですが、そのあたりの理由分析について伺いたいと思えます。</p> |
| 主幹 | <p>年齢につきましては、申し訳ありません。ご本人さんからの提出書類をそのまま使わせてもらいましたので、確認をさせていただきます。</p> <p>現状の所得ですが、本人さんから提出いただいた青色申告を確認し、現在の金額を記載させていただきました。所得が上がらないことにつきましてピーマン等、単価に波がある等の説明を受けましたけれども経費のところはかなり高くなっているもので、そういった質問はいくつか挙げさせていただきました。例えば修理費のところであれば、近年機械の修理が増えてきているので、機械も更新をしたいという説明もありましたが、それだけの単純な機械更新だけでは難しいということも説明をさせていただいております。ですので、お米であれば、慣行栽培に変えることで反収を上げることで所得を上げるなどの検討をお願いしているところであります。以上です。</p> |
| 岩田農業委員 | <p>再認定の方向ということですので、あまり言いたくありませんが、5年前の経営改善計画を見ますと、5年前より、収量も落ちております。それで、所得が300万円という基準があると思えます。現在××歳で経営改善計画の5年後××歳になられます。年齢制限というものはないのでしょうか。</p> |
| 主幹 | <p>日南町の基本構想におきまして年齢制限は設けておりません。ですが、所得の目標につきましては概ね300万円程度ということでさせていただいております。ですので、何歳でもいいといわれれば確かにその通りではありますが、実際に5年間営農ができるかということや後継者のことについては確認させていただいております。</p> |

| | | |
|---------|------------|--|
| | 岩田農 業委員 | <p>地元でないものでどういった農業をされているかわからないですが、あまりにも収量が低すぎると思います。これはぜひ言ってほしいですが、このことで、経営改善計画といえるのでしょうか。もう少し収量を上げていただくということを頑張っていたらと思います。</p> |
| | 議 長 | <p>その他、申請 1 番についてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので、申請 2 番〇〇〇さんについてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので、申請 3 番〇〇〇さんについてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので、報告第 1 号を終わりたいと思います。次に移ります。</p> |
| 報告第 2 号 | 議 長 | <p>報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について事務局お願いします。</p> |
| | 主 幹 | <p>報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出についてです。事前にお送りさせていただきました資料には 1 番のみの記載ですが 2 番以降の資料につきましては本日机の上に配布しております、令和 3 年 1 月 8 日当日配布資料を併せてご覧いただきたいと思います。1 番ですが、2 か所訂正をお願いいたします。大字が 2 行目、3 行目△△△となっておりますが、△△△に修正をしていただきたいと思います。本日お配りしました資料は、修正させていただいておりますので、ご覧いただけたらと思います。</p> <p>1 番目ですが、△△△××番地の他田と原野が合わせて 3 筆、合計で 3,655 m²、△△△の〇〇〇さんと△△△の(有)□□□との契約の合意解約になります。解約の理由といたしましては、解約後〇〇〇さんへの売却を予定ということで、この後の議案第 1 号でご審議いただくものになりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>2 番目以降につきまして、△△△地域における「地域まるっと中間管理方式」にかかる合意解約になっております。事前にお送りさせていただいております追加資料の方でも若干説明を記載させておりますが以前にも糸田川推進委員にも説明をいただいております△△△地域で新しく一般社団法人を立ち上げて「地域まるっと中間管理方式」に取り組むということにつきまして、12 月くらいから本格的に書類整理等に取り組んでいただき、この度 1 月の総会にかけさせていただくものになります。事前にお送りしました資料では合意解約であれば 111 件、508,413.09 m²を予定とさせていただいておりましたが、1 月最初の時点で遠方の方の印鑑がもらえない、もう少し話を聞かせてほしいという方もあり、今回 1 月の総会に間に合わないものがありましたので、そういったものは 2 月、3 月の総会でご審議いただく形になると思います。今回△△△地域におけるものは全体で 362,312.09 m²となっております。本来であれば 2 番以降すべて読み上げるべきだとは思いますが、時間の都合もありますので、2 番から 78 番までですが、当日配布の資料ということで申し訳ありませんが、お読み取りいただけたらと思います。よろしく願いいたします。以上です。</p> |
| | 議 長 | <p>報告第 2 号についてご質問、ご意見がございましたか。</p> |

| | | |
|-------|---------|---|
| | 吉川農業委員 | 担当された推進委員さんに確認です。今、書類が間に合わなくて書類が出てこないということがあります、もう少し考えたいので書類が出てこないということですが、どういうところが課題に上がっていることがあればよければ伺いたいと思います。 |
| | 糸田川推進委員 | やはり書類の数が多くて、契約内容を確認するのに時間がかかりました。それから事務局に手伝っていただいて、資料を送付、電話で話がつく方もあればやはりもっと話がしたいという方もありました。これは地域内でも1回では皆さんに理解していただいていない地域もあります。そういったところがまだ回収できておりませんが現在約77%前後まで回収できておりますので、100%を目指して動いていきたいと考えております。以上です。 |
| | 吉川農業委員 | 話がしたいという中にこう言ったことが不安だとか、このあたりが解決できないと、といったような課題的なものはありますか。 |
| | 糸田川推進委員 | 担い手の中では話ができているんですが、地権者の方にはいきなりすぎてビックリされたというのが多くて、もっと丁寧にしてほしいということになったのかということをお願いしてほしいという方が一番多いです。ですので、そういったところを1年2年かけて話をしてきたということ、今後の取組のやり方をもっと説明していきたいと考えております。以上です。 |
| | 議長 | 報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので、5番議事に移ります。 |
| 議案第1号 | 議長 | 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局お願いします。 |
| | 主幹 | <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。本日は売買が3件、賃貸にかかるものが1件、贈与が1件で合計5件の申請が出ております。初めに申請番号1番ですが、すみませんが、1カ所修正をお願いしたいと思います。△△△の〇〇〇さんが〇〇〇さんに農地の売買を行うものでありますが、△△△の××番地、××番地とんで××番地となっておりますが、△△△××番地、田、1,085㎡が漏れておりました。記入をお願いいたします。ですので、合わせて田が3筆3,422㎡、農地介在原野は4筆、合計で7筆、4058.23㎡よろしく願いいたします。農地の売買ということで反当たり◇◇◇万円での売買、〇〇〇さんが所有の電柵等の機械セットを合わせて譲渡すということでそれらも込みで◇◇◇万円での売買を予定されています。登記費用につきましては折半で行いたいということです。農地の場所等につきましては資料を剥ぐっていただいたところに付けさせていただいております。申請番号1番とあります中間図、字切図を確認していただけたらと思います。</p> <p>申請番号2番、△△△××番地の他合計3筆、3,655㎡、先ほどの報告でもさせていただきましたが、譲渡し人が△△△の〇〇〇さん、譲受人が△△△の〇〇〇さん、農地の売買ということで、全体で◇◇◇万円での売買を予定されています。価格につきましては、少し高いのではという質問もさせていただきましたが、元農業委員の〇〇〇さんにも相談しお互いに</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>合意したので、この金額でということです。また、12月に地元の委員さん、推進委員さんとも現地確認行っております。</p> <p>申請番号3番、△△△の××番地、××番地の2筆、合計2,679㎡、譲渡し人が△△△市の〇〇〇さん、譲受人が△△△の〇〇〇さん、全体で◇◇万円での売買を予定されています。現地確認も同日行っておりますので、併せて申し添えたいと思います。</p> <p>申請番号4番、農地の所在地が△△△の××番地、田が1筆、面積が3,448㎡、貸付人が△△△のさん、借受人が△△△の(株)□□□、水張反当◇◇円、令和3年3月1日～令和12年12月31日までの貸借権の設定ということで申請が出ております。申請番号5番、△△△××番地、田が1筆、面積が3,658㎡、譲渡し人が△△△市の〇〇〇さん、譲受人が△△△市の〇〇〇さん、贈与ということで共有名義のうち持ち分を贈与するものになります。以上5件、全体の数が1番で1筆増えましたので、合計14筆、面積合計が17,498.23㎡となります。よろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>議案第1号につきまして、地元委員さんから補足説明がありましたら、お願いします。</p> |
| 天崎農業委員 | <p>申請番号1番、〇〇〇さんから〇〇〇さんに所有権移転についてです。約2年前から、〇〇〇さんの土地を耕作しておられた方が亡くなられて、ずっと誰かおられないかということで、探しておられましたがなかなかおられなくて、隣に〇〇〇さんの田もありこの度売買できるということになりましたので、現在このような形で話が進んでおります。よろしく願いいたします。以上です。</p> |
| 内田農業委員 | <p>申請番号2番、3番ですが、〇〇〇さんは高齢で農業をやめたいということで農地の整理をされており、まず、〇〇〇さんの農地を〇〇〇さんに買っていただき、そのお金で〇〇〇さんの農地を購入するということです。〇〇〇さんはこの買われた農地を(株)□□□に作業委託に出すということです。〇〇〇さんが買われた農地は自身で営農されるということです。</p> |
| 加藤農業委員 | <p>申請番号4番、旧小学校周りの圃場整備の最後の農地を(株)□□□が営農するというので3条での契約で期間は10年ということです。これで旧小学校周りの農地はすべて(株)□□□が営農するということとなります。よろしくお願いします。</p> |
| 吉川農業委員 | <p>申請番号5番、申請があるということで、現地確認をさせていただきました。所有権につきましては親名義だったものを兄弟が共有相続していたものを一番管理しやすい〇〇〇さんが持ち分を集めて、手続きをされるということです。農地につきましては、そばの栽培ということで、農協の管理作業も行われて、作付け状況としては十分な管理がされていますので、農地管理は今後も続くことを確認をしたところです。以上です。</p> |
| 議長 | <p>只今すべての案件において農業委員に補足説明をいただきましたけれども、基本的には推進委員に補足説明をいただきたいと思います。農業委員</p> |

| | | |
|-------|----|--|
| | | <p>は法令業務にあたりますので、今後は推進委員にお願いしたいと思います。</p> <p>以上、5件の補足説明がありました。議案第1号についてご質問、ご意見がございませうか。無いようです。採決に移ります。議案第1号について一括して賛成の方の挙手を求めます。</p> |
| | | <p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第1号は承認された。</p> |
| 議案第2号 | 議長 | <p>議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について事務局をお願いします。</p> |
| | 主幹 | <p>議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定についてです。事前に配布させていただいた資料には△△△地域を除いた集計値ということで総括表を付けさせていただいております。また本日、机の上に配布させていただきました当日配布資料の議案第2号には△△△地域分も含めた総括表を付けさせていただいておりますので、ご覧いただけたらと思います。</p> <p>初めに△△△地域以外分を説明させていただきます。△△△以外としましては、機構を通じた新規の契約が5件、機構を通じた再設定の契約が6件、相対の再設定の契約が4件ということで合計15件出されております。初めに申請番号1番、土地の所在地が△△△××番地、地目が田、面積が、1,495㎡、利用権を設定する者が△△△市の〇〇〇さん、設定を受ける者が鳥取県担い手育成機構、野菜の作付で使用貸借、期間は令和3年3月1日から令和13年2月28日までの10年間の契約になります。</p> <p>申請番号2番、土地の所在地が△△△××番地の他合計で7筆、面積が合わせて7,071㎡、利用権を設定する者が△△△の〇〇〇さん、設定を受ける者が鳥取県担い手育成機構、水稻の作付で水張反当◇◇◇円、期間は令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間の契約になります。申請番号3番、土地の所在地が△△△××番地の他合計で4筆、面積が合わせて4,250㎡、利用権を設定する者が△△△の〇〇〇さん、設定を受ける者が鳥取県担い手育成機構、水稻の作付で水張反当◇◇◇円、期間は令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間の契約になります。申請番号4番、土地の所在地が△△△××番地の他合計で4筆、面積が合わせて3,257㎡、利用権を設定する者が△△△の〇〇〇さん、設定を受ける者が鳥取県担い手育成機構、水稻の作付で水張反当◇◇◇円、期間は令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間の契約になります。申請番号5番、土地の所在地が△△△××番地、田が1筆、面積が1,750㎡、利用権を設定する者が△△△市の〇〇〇さん、設定を受ける者が鳥取県担い手育成機構、水稻の作付で全体◇◇◇円、期間は令和3年3月1日から令和9年12月31日までの6年10ヵ月間の契約になります。以下、6番目から11番目までが機構を通じた再設定の契約になりますのでお読み取りいただけたらと思います。</p> <p>12番目から相対の再設定の契約となっておりますので、お読み取りいた</p> |

| | | |
|-------|--------|---|
| | | <p>だきたいと思っております。以上これらを踏まえまして多里以外の申請が、15件、82筆、78,871㎡。</p> <p>またこれの他に△△△のまるっと中間管理方式に関するものとしたしまして、当日配布資料ということでそれぞれの農地を中間管理機構に集約し、配分計画案の議案で△△△の新法人に配分していきたいとなっております。△△△地域全体で119件、546筆、706,589.99㎡になります。総合計で134件、628筆、785,460.99㎡の議案ということになります。こちらも本来でしたらすべて読み上げるべきですが、当日配布で申し訳ありませんが、お読み取りいただけたらと思います。よろしく願いいたします。以上です。</p> |
| | 議 長 | <p>議案第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第2号について賛成の方の挙手を求めます。</p> |
| | 加藤農業委員 | <p>申請番号12番ですけれども、転貸はしなくてもいいんですか。仮に、転貸先がない場合に日南町産業振興センターが全部被るということですか。</p> |
| | 主 幹 | <p>今回の12番の再設定につきましては、法の改正によりこれまでのような円滑化事業といった形で産業振興センターが他の方に転貸することはできません。賃借料をお支払いして1年間土地をお借りするものになります。ですので、転貸は行わないものになります。以上です。</p> |
| | 加藤農業委員 | <p>ということは、センターが予算化をするということですか。</p> |
| | 事務局 長 | <p>日南町産業振興センターですけれども、農地保有合理化法人ではありませんので、あくまで一般の団体という形になりますので、解除付きの相対の契約を結ぶということでご理解いただけたらと思います。</p> |
| | 議 長 | <p>議案第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第2号について賛成の方の挙手を求めます。</p> |
| | | <p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第2号は承認された。</p> |
| 議案第3号 | 議 長 | <p>議案第3号 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。</p> |
| | 主 幹 | <p>議案第3号 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答についてです。事前にお配りしておりました資料には△△△地域を除く分ということで集計表を付けさせていただいております。当日配布資料は△△△地域も合わせたものを記載させていただいております。併せてご確認いただけたらと思います。</p> <p>まず、△△△地域以外分を説明させていただきます。申請番号1番ですが、権利の設定を受ける者が、△△△の〇〇〇さん、土地の所在地が△△△××番地、田が1筆、1,495㎡、令和3年3月1日から令和13年2月28日までの10年間の使用貸借の設定になります。申請番号2番ですが、権利の設定を受ける者が△△△の(有)□□□、土地の所在地が△△△××番地から××番地までが新規の案件になり、15件、14,578㎡、再設定の案件が</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>31 件、22,312 ㎡、すべて 10 年間の設定になっております。賃借料につきましてはそれぞれの地権者さんで違っておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。申請番号 3 番、権利の設定を受ける者が△△△の〇〇〇さん土地の所在地が△△△××番地、田が 1 筆、1,750 ㎡、令和 3 年 3 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までの 6 年 10 ヶ月の設定期間、全体◇◇◇円となります。申請番号 4 番、相対の再設定になっておりますのでご覧いただきたいと思ひます。また、それ以後のページに農業者の経営状況の資料を付けさせていただきますので併せてご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>△△△地域の案件につきましては本日当日配布資料を置かせていただいておりますのでご確認いただきたいと思ひます。設定を受ける者が△△△の一般社団法人□□□、設定する農地が△△△××番地の田、以降 546 件、706,589.99 ㎡となっております。設定する期間は令和 3 年 3 月 1 日から令和 17 年 1 月 31 日までの 13 年 11 ヶ月となっております。賃借料につきましてはそれぞれ、使用貸借や物納など様々ですので、ご覧いただけたらと思ひます。△△△地域分も含めた今月の全体の案件は 612 件、766,028.99 ㎡となります。すべて読み上げることは致しませんが、お読み取りいただけたらと思ひます。よろしくお願ひいたします。以上です。</p> |
| 議 長 | 議案第 3 号についてご質問、ご意見がございますか。 |
| 吉川農業委員 | 1 点確認させてください。うっかりしておりました、3 号ではなく、2 号のところを確認すべきだったかもしれませんが、一般社団法人□□□の活動概要に関する記述がありませんが、どういう活動を計画しておられるのか、どういう経営を計画しておられるのか聞かせていただけませんか。 |
| 主 幹 | 説明が漏れておりました申し訳ありません。事前に配布いたしました、追加資料にも若干記載しておりますが、一般社団法人□□□としましては農業経営を直接されるわけではなく、基本的には地元の方に特定農作業受委託契約を結び、地元の方が担い手となり耕作する形になります。一般社団法人が行う業務といたしましては、農地中間管理機構等からの農地の借り受け作業、特定作業受委託を毎年確認しなおすことで、農地が耕作されないということがないように話し合いの設定や、農地の貸し借りの推進をされます。また水稲のドローンによる防除作業に関する事業、△△△地域の中山間直接支払い制度事業、△△△多面的支払制度事業、農業後継者育成のための IJU ターンに関する事業など、若い方、担い手の方などを今後育てていくための組織づくりに取組まれるということです。以上です。 |
| 吉川農業委員 | △△△地域においては 100%貸し借りができるという前提で、一般社団法人□□□が引き受けたけど、耕作する農家が出ない、そういった想定はないということですよ。 |
| 主 幹 | まずは現在耕作しておられる方に作っていただくということが第一で、この社団法人が農業経営をすぐにするという事は考えておられないとい |

| | | |
|---------|----|---|
| | | うふうに伺っております。先々、担い手が減ってきて受け手がいないということになれば先ほど言いましたように IJU ターンなどの新しい後継者の育成も今のうちから準備を進めておいて、そういった方に耕作をしていただく、場合によっては将来的には法人が直接農業経営に係るということもできるような定款になっております。それについて現時点ですぐにされるということはないと伺っておりますが、将来的な担い手の確保について今から取り組んでいかれるというふうには伺っております。以上です。 |
| | 議長 | 議案第 3 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので議案第 3 号について採決に移りたいと思います。議案第 3 号について賛成の方の挙手を求めます。 |
| | | (全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。 |
| 議案第 4 号 | 議長 | 議案第 4 号 日南町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について事務局お願いします。 |
| | 主幹 | <p>議案第 4 号 日南町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてです。資料剥ぐっていただきましたところに「令和 2 年度見直しの概要」と右肩についたページかあると思いますのでそちらをご覧ください。これにつきましては、最初の報告にありましたような認定農業者の目安、基準の基本的なことを定めたような町の基本構想になります。見直しの概要としましては、国の基盤強化促進法の改正、県の基本方針の見直しに合わせて、日南町の基本構想についても併せて見直しを行うものになります。基本的にはこの構想は 10 年の構想になりますが、見直しの目標年といたしましては、県の方針に合わせて令和 10 年を目標年としたもので、作らせていただいております。</p> <p>主な見直し内容としましては、農業経営基盤の強化の促進に関する方向性、担い手に対する農地利用集積に関する推進方針、新規就農者の育成に必要な事項等の見直し。農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部改正に伴う、農地利用集積円滑化事業の廃止による文言の修正。今後の経営モデル等も考え多様化する課題の対応策についても見直しさせていただいて、営農類型モデルについても見直しをさせていただいたものになります。</p> <p>主な内容としましては、「第 1」のところで書かせていただいておりますが、年々統計等によりますと、総農家戸数が減る傾向が上がります。ですが 10 年後にはある程度何とか踏みとどまれるような日南町の農業であるためには、どうすればいいかというところで目標を数値で定めさせていただいております。次頁「第 2」の農業経営の指標というのが、最初の報告にありました認定農業者の目標水準となっております。これにつきましては、基本的にはこれまでと同じ、概ね 300 万円、年間就労時間が 1,800 時間とさせていただきますが、法人経営体につきましては県の方からこれまでの 1 経営体あたりという記載は法令にあまり準じてはいない表記なので従事者 1 人当たり概ねという表記に直すようにと指導が入っておりますので、記載</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>を直しております。ただ、日南町のような農事組合法人が多いようなところでは従事者 1 人当たり概ねというのはあまりなじまないということで、県を通じで国の方に質問を致しましたが、法令上この記載にするようにとありましたので、ただし、一経営体当たりということで記載を残させていただきますいております。営農類型モデルにつきましては現在の日南町内で多く見受けられるようなものをモデルとして絞り込み、これにないものにつきましては、県の営農類型モデルを参照するというで表記を改めさせていただきますいております。「第 3」新規就農者の目標、農業経営の指標についてもこれまでと同様の一人当たり概ね 240 万円以上、年間労働時間が 1,800 時間ということに記載をさせていただきますいております。営農類型モデルについてもモデルを 2 つまでに絞り込みまして、作らせていただきます。」「第 5」農業経営基盤強化促進事業に関する事項につきましては、法令に準じて記載が必要なところ等記載をさせていただきます。以下、次頁から本文の案ということで上げさせていただきます。すべて読み上げることは致しませんが、先ほどの説明のところで修正をさせていただきます。概ね全体の流れとしてはこれまでと同じような流れというふうに考えております。見直しの今後のスケジュールですが、これまでも鳥取県の方とは意見のすり合わせ等させていただきます。ただ、1 月中に関係機関ということで町から農業委員会、鳥取西部農協に意見照会を行わさせていただきます。農協の方からは昨日、見直しについての同意する旨の回答がありました。本日の農業委員会の総会で同意がいただけるということであれば、改めて県に協議を行い県の同意が得られましたら、改正ということで公布という形をとる予定になります。時期としては 1 月下旬から 2 月上旬という見込みで県と協議を行っているところになります。よろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>雑駁な説明でしたが、議案第 4 号についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>これは農業委員会が意見を述べてそれが修正されることはあるのでしょうか。</p> <p>ご質問、ご意見はありませんか。無いようですので採決に移ります。議案第 4 号について賛成の方の挙手を求めます。</p> |
| | <p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 2 号は承認された。</p> |
| 議 長 | <p>以上で議事を終わります。続いて協議事項に移ります。事務局お願いします。</p> |

| | | |
|------|--------|--|
| 協議事項 | 事務局 局長 | <p>昨年12月の忘年会ではお忙しい中ご参加をいただきましてありがとうございました。本日決算書をお配りしております。当日進行方法が大変失礼いたしましたので、この場を借りてご披露させていただきます。梅林会長、奥迫職務代理からご厚志をいただいておりますので、お礼申し上げたいと思います。決算させていただきたいと思います。負担金につきましては今月分の報酬から引き去りさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。</p> |
| | 議長 | <p>その他、皆さんの方から協議事項がありますでしょうか。無いようですので、次に移ります。その他 事務局お願いします。</p> |
| その他 | 事務局 局長 | <p>事務局からは2点お願いがございます。 1つ目、次回総会は、令和3年2月10日(水)午後1時30分から開会予定ですよろしく願いいたします。続きまして、石倉の方から説明をさせていただきます。</p> |
| | 主 幹 | <p>本日机の上に農業委員会における農地最適化活動等に関する調査に向けた活動記録簿の記入についてという用紙をお配りしておりますので、そちらをご覧くださいと思います。全国農業会議所の方が中心となって全国的に行われる調査ですけれども、農業委員会法が改正され5年目を迎えたということもあり、地域の農業委員がどういった活動をされているかということ全国的に調査するものということで鳥取県内では4つの農業委員会が選ばれました。1月、2月の活動を報告するものということです。細かい記載方法が1枚目の用紙になりますが、最終的には事務局で集計をさせていただきますので、皆様をお願いするのは2点あります。A3縦長の用紙です。いつも活動記録簿に記入していただいて農業委員会の時に持ってきていただいておりますが1月、2月につきましてはこちらの用紙を使っていたきたいと思います。記載方法は活動記録簿と変わりはありませんが、活動内容を細かく記入していただきたいと思います。例えば記入例ですと、人農地プランの会に60分参加した、農地の利用調整の話し合いを30分行った、というようにどのくらいの時間というようなことも書いていただきたいと思います。A3下段の方には借り手を探す相談があった、人農地プランの会であれば全体〇〇人で意見交換を行った、というような活動の細かいところを書いていただきたいと思います。冬期間ですのでなかなか会ができていくということは、県の農業会議、農政省の方にも説明はされたそうですが、5年見直しということもあってどうしてもこの時期にせざるを得ないという説明でした。県の農業会議とすればゼロならゼロで構いませんが必ず書いてくださいというお願いだそうです。お手数をおかけしますが、1月、2月分はこちらの用紙に。2月はまた新しい用紙をお配りしますので、こちらの用紙を書いて提出していただきたいというのが1点目です。提出の時期ですが、この調査はスケジュールが詰まっております1月分については2月2日までに事務局に提出していただきたいと思います。特に記載がない</p> |

| | | |
|----|--------|--|
| | | <p>ようであれば電話でも構いませんが、県に集約し県が農政局に提出するのが2月5日と決まっておりますので事務局まで提出をお願いします。ですので、総会の日ではなく、翌月の2日には提出をお願いしたいと思います。以上2点のお願いです。よろしくお願いいたします。</p> |
| | 議長 | <p>活動記録簿について説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。</p> |
| | 奥迫職務代理 | <p>意見ですけれども、昨今のコロナ関係の状況が刻々と変化している中で各集落、各家庭に置かれましてもなかなか話し合いをしたり調査訪問などできにくい状況であります。また、意向調査も既に終わられていると思います。冬期間のいろいろな話し合いがされる時期ではありますが、このような状況と言うことで、県の方にも伝えていただけたらと思います。以上です。</p> |
| | 議長 | <p>ありがとうございました。その他皆様からご意見、ご質問がありますでしょうか。</p> |
| 閉会 | 議長 | <p>以上を持ちまして令和2年度 第10回日南町農業委員会総会を終了します。お疲れさまでした。</p> |

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和3年 月 日

日南町農業委員会 会長

日南町農業委員会 委員

日南町農業委員会 委員